

東京都犯罪被害者等支援条例案の概要

I 目的・定義・基本理念

1 目的

- (1) 東京都（以下「都」という。）が、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに都、都民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにします。
- (2) 犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進します。
- (3) 犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、犯罪被害者等を社会全体で支え、東京が世界に開かれた国際都市として誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与します。

2 定義

(1) 犯罪等

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為

(2) 犯罪被害者等

犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族

(3) 犯罪被害者等支援

犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組

(4) 二次的被害

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者や犯罪被害者等に接する行政機関の職員その他関係者による偏見に基づいた、又は理解若しくは配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害

(5) 再被害

犯罪被害者等が更なる危害を加えられること。

(6) 民間支援団体

犯罪被害者等早期援助団体その他犯罪被害者等支援を適切に行うことが出来る民間の団体

3 基本理念

- (1) 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。
- (2) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の特性及び原因、二次的被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等支援により二次的被害が生じることのないよう十分配慮して推進されなければならない。
- (3) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。
- (4) 犯罪被害者等支援は、国、都、区市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関する者による相互の連携及び協力の下で推進されなければならない。

II 都及びその他の関係者の責務等

1 都の責務

- (1) 都は、基本理念にのっとり、国、区市町村及び民間支援団体との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。
- (2) 都は、区市町村が総合的かつ計画的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、必要な情報の提供、助言その他の支援を行う。

2 都民の役割

都民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、都が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努める。

3 事業者の役割

事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たって、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等である従業員に対して必要な支援を行うほか、都が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努める。

4 民間支援団体の役割

民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するとともに、都が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努める。

III 推進体制等

1 支援計画

- (1) 都は、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「支援計画」という。）を定めます。
- (2) 支援計画は、次に掲げる事項について定めます。
 - ア 犯罪被害者等支援に関する施策の基本的な考え方
 - イ 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策
 - ウ ア及びイのほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項
- (3) 知事は、支援計画を定めようとするときは、あらかじめ都民等の意見を聴きます。
- (4) 知事は、支援計画を定めたときは、これを公表します。
- (5) (3)(4)は、支援計画の変更（軽微な変更を除く。）についても同様とします。

2 総合的な支援体制の整備

都は、国、区市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係する者と連携し、相互に協力して、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復又は犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等の支援を推進するための総合的な支援体制の整備に努めます。

3 財政上の措置

都は、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

IV 基本的な施策

1 相談及び情報の提供等

都は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者を紹介する等必要な施策を講じます。

2 心身に受けた影響からの回復

都は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるようになるため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他の必要な施策を講じます。

3 安全の確保

都は、犯罪被害者等が再被害及び二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、施設への入所による保護、一時保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講じます。

4 居住の安定

都は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、又は再被害及び二次的被害を防止するため、犯罪被害者等の一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講じます。

5 雇用の安定

都は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援や二次的被害の防止の必要性について事業主の理解を深めるため、事業者に対する啓発その他の必要な施策を講じます。

6 経済的負担の軽減

都は、犯罪等に起因する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るために、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講じます。

7 緊急支援の実施

都は、都内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が発生した場合において、当該事案による犯罪被害者等に対し支援を行う必要があると認めるときは、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関する団体と協力して、当該事案に対応するための支援の体制を整え、必要な緊急支援を実施します。

8 都内に住所を有しない犯罪等による被害者への支援

都は、都内に住所を有しない者が都内で発生した犯罪等により害を被った場合には、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談や情報の提供等必要な施策を講じます。

9 都民の理解の増進

都は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援や二次的被害の防止の必要性について都民の理解を深めるため、広報、啓発その他の必要な施策を講じます。

10 民間支援団体に対する支援

都は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講じます。

11 人材の育成

都は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等からの相談その他の犯罪被害者等支援を担う人材（以下「支援従事者」という。）を養成するための研修の実施その他の必要な施策を講じます。

12 個人情報の適切な管理

都は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及び関係者の個人情報を適切に管理します。支援従事者が個人情報を取り扱う場合も同様とします。